

厚生労働省和歌山労働局発表
平成25年2月6日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 雇用均等室 室長 松本 春美 厚生労働事務官 松岡 幸治 電話：073-488-1170 FAX：073-475-0114

子育てサポート企業を新たに認定

— 株式会社松源 小売業で県内初の認定取得 —



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

和歌山労働局（局長 神田義宝）は、平成25年1月29日付けで、株式会社松源（和歌山市 代表取締役 桑原一良）を「次世代育成支援対策推進法」に基づき、新たに県内6社目の「子育てサポート企業」として認定しました。

今回の認定に伴い、下記の日程により、和歌山労働局長による認定通知書交付式を開催いたします。

認定通知書交付式日程

日時：平成25年2月18日（月） 10:00～
場所：和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働局3F 局長室

◎認定企業概要

- ・ 企業名：株式会社松源
- ・ 業種：小売業（スーパーマーケット）
- ・ 代表取締役：桑原一良
- ・ 住所：和歌山市田屋138番地
- ・ 労働者数：2,173名（男性：669名、女性：1,504名）

◎ 株式会社松源の一般事業主行動計画（概要）

※一般事業主行動計画とは、社員の仕事と家庭の両立を推進するために、会社が取り組む計画です。

計画期間：平成22年1月1日～平成24年12月31日（3年間）

- 目標① 平成24年3月末日までに子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度活用の促進を図る。
- 目標② 平成24年12月末日までに小学生未満の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度等の活用促進を図る。
- 目標③ 男性の育児休業取得を促進する（計画期間中に1名以上の取得）。
- 目標④ 有給休暇の取得促進を図る。

◎ 一般事業主行動計画の目標達成状況

- 目標① 平成22年4月の店長企画会議において、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知を実施し、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度活用を促進した。
- 目標② 平成22年4月の店長企画会議において、小学生未満の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度等の周知を実施し、制度活用を促進した。
- 目標③ 計画期間中に男性1名が育児休業を1ヶ月間取得した。
- 目標④ 平成24年12月の業務連絡にて、リフレッシュ休暇（3連休×年2回の年次有給休暇）取得を促した。

上記のように、株式会社松源では、行動計画に掲げた目標を全て達成した他、計画期間中に出産した女性労働者の育児休業取得率が97%（対象者44名中43名が育児休業を取得。残る1名も今後取得予定）と高い実績を達成し、今般、「子育てサポート企業」として認定されました。

（参考資料）

- ・（別添） 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「認定制度」について
- ・ [パンフレット「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!」](#)

(別添)

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「認定制度」について



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

事業主は、次世代法に基づく**一般事業主行動計画（社員の仕事と家庭の両立を推進するために会社が策定する取組計画）**の策定・届出等を行うことが求められています（社員数101人以上の企業については義務、社員数100人以下の企業については努力義務）。

行動計画に掲げた目標を全て達成する等一定の要件を満たした場合、都道府県労働局雇用均等室に認定申請をすることで、「**子育てサポート企業**」として**厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定**を受けることができます。

認定を受けると、**次世代認定マーク「くるみん」**を使用することができ、このマークを求人広告や名刺、商品等に掲載することで、子育て応援企業として、**イメージアップ**等の効果が期待されます。

また、平成25年度までに認定を受けると、取得、改築、増改築等した建物について、割増償却を受けられる「**くるみん税制**」という税制優遇制度があります。

次世代法、認定要件等の詳細につきましては、添付のパンフレット又は厚生労働省HP（下記URL）をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

和歌山労働局では、今後も引き続き、社員の仕事と家庭の両立に取り組む企業が増えるよう、**次世代法に基づく取組の推進や認定制度**の周知・啓発を行ってまいります。